

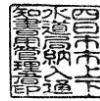
四日市市上下水道局告示第3号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用する、または電子計算機に記録した印影を出力して使用するので、次のとおり告示する。

令和3年2月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 名称 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸法 方10ミリメートル 方12ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

令和3年度分の以下の通知書

- (1) 縮小した印影を印刷して使用するもの

方10ミリメートル

水道料金・下水道使用料納入通知書

水道料金・下水道使用料納入通知書（督促）

水道料金・下水道使用料納入通知書（催告）

方12ミリメートル

下水道事業受益者負担金納入通知書（督促状）

下水道事業受益者負担金納入通知書（催告状）

- (2) 電子計算機に記録した印影を出力して使用するもの

方10ミリメートル

納入通知書（農業集落排水施設使用料）

方12ミリメートル

納入通知書（コミュニティ・プラント使用料）

納入通知書（その他雑収益用）

事業収益等納入通知書

（上下水道局管理部お客様センター）